

【 画像診断 】

５７７ 食道に対するアミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン（ウログラフィン注）の算定について

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

食道に対するアミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン（ウログラフィン注 60%、76%）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ウログラフィン注 60%の添付文書の効能・効果は「内視鏡的逆行性膵胆管撮影、経皮経肝胆道撮影」、ウログラフィン注 76%の効能・効果は「唾液腺撮影」であり、食道造影撮影でのこれら医薬品の使用は適応外である。また、食道造影撮影には、通常、硫酸バリウム散が使用される。

以上のことから、食道に対するこれら医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。